

建設発生土処分監督業務等嘱託員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、建設発生土処分監督業務等嘱託員（以下「嘱託員」という。）の職務、任用及び勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 嘱託員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託員は、港湾局川崎港管理センター整備課において、上司の指揮監督の下に建設発生土処分監督業務等を行うものとする。

(定数)

第4条 嘱託員の定数は2名とする。

(任用及び任用期間)

第5条 嘱託員は、川崎港管理センター所長が選考の上、総務企画局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

2 嘱託員の任用期間は、原則として1年以内とする。

(任用条件の明示)

第6条 嘱託員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の条件を明示するものとする。

(任用の更新)

第7条 市長は、任用期間内の勤務成績が良好である嘱託員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。ただし、満65歳に達した日以後における更新をすることはできない。

2 市長が特に必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず任用期間の満了した嘱託員を再度任用することができる。

(服務)

第8条 嘱託員は、職務の遂行にあたっては、全力をあげてこれに専念しなければならない。

- 2 嘱託員は、職務の遂行にあたっては、法令及びこの要綱に定めるものを除くほか、上司の命令に忠実に従わなければならない。
- 3 嘱託員は、その職の信用を傷つけ又は非常勤嘱託員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 嘱託員は、上司の許可があつた場合を除くほか、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 前各号に定めるもののほか、嘱託員の服務については正規職員の例による。

(退職)

第9条 嘱託員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があつた日
- (3) 死亡したとき

(解職)

第10条 嘱託員が次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその職を解くことができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき
- (2) 心身の故障のため、その業務遂行に支障があり、又はこれに耐えられないとき
- (3) その他その職に必要な適格性を欠くとき

(勤務日、勤務時間等)

第11条 嘱託員の勤務日は、月曜日から金曜日までの間の週5日とし、1日当たりの勤務時間は次の時間帯から所属長が指定するものとし、1週間当たり28時間45分とする。

A勤務 午前8時30分から午後3時15分まで

B勤務 午前10時15分から午後5時00分まで

- 2 嘱託員の休憩時間は、午後0時00分から午後1時00分までとする。
- 3 第1項に定める勤務時間は、所属長が定め、当該月の前月末日までに嘱託員に通知するものとする。

(休日)

第 12 条 嘱託員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前 2 号に掲げる日を除く。）

(年次有給休暇)

第 13 条 嘱託員に対して、別表 1 に規定する年次有給休暇を原則として 1 日を単位に付与することができる。ただし、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間（以下「会計年度」という。）の途中で任用された嘱託員については、その会計年度内において任用した月に応じて別表 2 に規定する日数を付与することができる。

2 第 7 条の規定に基づき、任用が更新された場合において、前年度（直前 1 年度に限る。）に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第 14 条 嘱託員に対して、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（4 川総雇第 74 号）又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱（4 川総雇第 73 号）に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

(育児休業)

第 15 条 嘱託員は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより育児休業をすることができる。

(部分休業)

第 16 条 市長は、嘱託員が請求した場合において、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより部分休業を承認することができる。

(報酬)

第 17 条 嘱託員には、第 1 種報酬及び第 2 種報酬を支給する。

2 第 1 種報酬の額は、月額 170,000 円とする。

- 3 第2種報酬の額は、嘱託員の通勤の事情等に応じ総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。
- 4 第1種報酬及び第2種報酬の合計額は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号。以下「条例」という。）第1条第3項に定める報酬額の限度額を超えないものとする。
- 5 前各項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

（月の中途の任用又は退職の場合の第1種報酬）

第18条 嘱託員が、月の中途において任用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第20条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。

- 2 嘱託員が、月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第20条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職のときは、全額支給するものとする。

（第1種報酬の減額）

第19条 嘱託員が、勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

- 2 前項の場合において勤務しない時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

（勤務1時間当たりの第1種報酬額）

第20条 嘱託員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、第17条第2項に定める第1種報酬月額に12を乗じて得た額をその者の1週間の勤務時間数に52を乗じて得た数で除して得た額とする。

2 前項の場合において第1種報酬額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(費用弁償)

第21条 嘱託員がその職務のために出張するときは、条例第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規の職員の例による。

(社会保険の適用)

第22条 嘱託員に対する社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第23条 嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年川崎市条例第35号)及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところによる。

2 嘱託員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(健康診断)

第24条 嘱託員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(定めのない事項)

第25条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係法令の定めるところによるもののほか、港湾局長が定める。

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(任用期間に関する経過措置)

2 川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱の適用を受ける者のうち、次の表の左欄に掲げる日に生まれた者における第7条第1項の規定の適用については、同項中「4回」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和22年4月1日以前に生まれた者	2回
昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた者	3回

3 川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱の適用を受ける者のうち、次の表の左欄に掲げる日に生まれた者における第7条第1項の規定の適用については、同項中「満65歳」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和22年4月1日以前に生まれた者	満63歳
昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた者	満64歳

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 (第13条関係)

勤務年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
休暇日数	10日	11日	12日	14日	16日

別表2 (第13条関係)

任用期間	任用期間(1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。)ごとの休暇日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間

休暇 日数	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日
----------	----	----	----	----	----	----	-----

備考 更新した場合の年次有給休暇は、別表1に規定する勤務年数ごとの休暇日数を付与することができる。